

## 一部講習中止のお知らせ

誠に勝手ながら、下記の講習を中止とさせていただきます。

### 【中止】

11月4～8日 車両系38Hコース

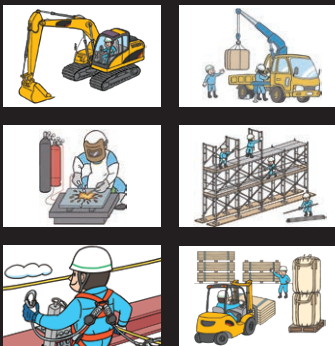
ご受講をご検討頂いていたお客様には大変申し訳ございませんが、  
何卒ご容赦頂けますようお願い申し上げます。

令和6年9月4日更新

# 講習のご案内

'24下期 日程表

2024年10月  
～2025年3月



安全は企業の宝、資格は一生の財産。  
資格で「差」をつけよう!!

キャタピラー教習所では、安全第一をモットーにベテランの講師陣がお応えします。

WEB予約は24時間受付中



[電話・窓口営業時間]  
9:00～11:45、13:00～17:00  
※弊社指定休業日を除く

## 講習科目

- フォークリフト運転技能講習 (最大荷重1トン以上)
- 高所作業車運転技能講習 (作業床高さ10m以上)
- 玉掛け技能講習 (吊り上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛け業務)
- 小型移動式クレーン 運転技能講習 (1～5トン未満)
- 床上操作式クレーン 運転技能講習 (吊り上げ荷重5トン以上)
- ガス溶接技能講習
- 車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・掘削)  
(機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダ等の運転)
- 車両系建設機械運転技能講習 (解体)  
(機体質量3トン以上のブレーカ、つかみ機及び鉄骨切断機等)
- 不整地運搬車運転技能講習 (積載量1トン以上)
- 作業主任者技能講習 (はい作業、足場組立、木造建築物の組立、地山・土止め)

特別教育・安全衛生教育等(講習科目は中・裏面をご覧ください)

## 受講申込み方法から当日までのご案内

### 予約



日程を確認しWEB・電話・窓口のいずれかで予約をお願いします。  
※外国籍の方は日本語理解力を確認するため事前面談を行います。  
お電話でお問合せください。

### 申込書作成



必要書類をFAXまたはメール添付にて送信してください。  
折り返し、弊社から連絡致します。

#### [必要書類]

- ①受講申込書
- ②本人確認書類(自動車運転免許証、マイナンバーカードなど)  
※外国籍の方は在留カード、特別永住者証明書に限りです。
- ③受講免除資格を証明する書類(免除コースを受講する方のみ)  
証明写真：縦4cm×横3cm、正面、無帽、無背景、6か月以内に撮影、  
コピー用紙印刷・スナップ写真は不可。

申込書原本は**受講日1週間前までに郵送・窓口持参**をお願いします。

### 支払



受講日1週間前までに下記口座にお振込みください。  
支払方法は銀行振込みのみです。現金・電子マネー等不可。

**足利銀行 深谷支店 普通預金**  
**No. 2901820 キャタピラーキョウシュウシヨ(カ)**

※誠に恐れ入りますが、振込手数料はご負担の程お願い致します。

領収証が必要な方は受講当日にお申し出ください。

但し、領収書宛名は振込名義人での発行になります。

請求書が必要な方は申込書を送信する際の送付案内やメール文に、請求書宛名・講習科目や人数・メール添付可もしくは郵送先住所など、詳細を御記載ください。  
※郵送にはお時間を要します。

### 当日

受付時間**7:45～8:15**の間にお越しください。

#### [持ち物]

- ①筆記用具(蛍光ペン・鉛筆・消しゴム等)
- ②申込書に添付した本人確認書類の**原本**
- ③受講免除資格を証明する書類の**原本** ] **忘れた場合は受講不可**
- ④埼玉教習センター発行の修了証(技能講習・特別教育ごとに統合可能)  
※玉掛け受講者のみ電卓・革手袋もご用意ください。

#### [服装]

実技講習時はサンダル、半ズボン・スカートなど肌の露出が多いものは厳禁です。雨天でも実施しますので、必要に応じて雨具(レインコート等)、  
冬季は防寒着をご持参ください。

受講票は発行していません。受講日を忘れずにお気をつけてお越しください。

埼玉労働局長登録教習機関

**キャタピラー教習所株式会社 埼玉教習センター**  
〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町1-11-3

**TEL: 048-572-1177 FAX: 048-572-1990**  
e-mail: cot-fukaya@jpncat.com

# 2024年度下期

(2024年10月~2025年3月)

# 技能講習・特別教育 日程表

2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
技能講習		小型移動式	車両系14H					解体用			不整地11H				小型移動式		車両系14H													車両系38H		
特別教育 安全衛生教育	刈払機			高所作業車				振動工具	フルハーネス	丸のこ					巻上機									チェーンソー				地山・土止め				
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
技能講習		小型移動式		車両系38H											高所作業車															車両系14H		
特別教育 安全衛生教育	刈払機				職長・安責										チェーンソー															低圧電気		
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
技能講習			車両系14H		不整地11H										車両系38H																	
特別教育 安全衛生教育					フルハーネス	ロープ高所	小型高所								足特																	
2025年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
技能講習																																
特別教育 安全衛生教育																																
2025年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
技能講習																																
特別教育 安全衛生教育																																
2025年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
技能講習																																
特別教育 安全衛生教育																																

※講習日程は開催人数に満たない場合や都合により中止になることがあります。最新の情報はホームページにてご確認ください。

# 技能講習 受講資格と受講料について

(受講料・テキスト代には消費税が含まれております。)

埼玉労働局長登録教育機関 登録有効期限:2029年3月30日

② 修了証には有効期限や更新手続きはありません。

受講科目	受講時間	受講要件	日数	受講料金(税込)				
				学科	実技	受講料	テキスト代	合計
② 車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用 及び掘削用) 登録番号170号	38H	●受講要件はありません	5日間	13H	25H	114,500円	2,500円	117,000円
	18H	●自動車運転免許証を保有していない方で、小型車両系建設機械の特別教育修了後、運転経験6ヶ月以上ある方。経験の事業主証明が必要です。	3日間	13H	5H	49,500円	2,500円	52,000円
	14H	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●自動車運転免許証(普通以上)保有者で、小型車両系建設機械の特別教育修了後、運転経験3ヶ月以上ある方。経験の事業主証明が必要です。	2日間	9H	5H	47,500円	2,500円	50,000円
② 小型移動式クレーン 登録番号175号	20H	●受講要件はありません	3日間	13H	7H	50,500円	2,500円	53,000円
	16H	●クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	3日間	10H	6H	46,500円	2,500円	49,000円
② 不整地運搬車 登録番号176号	15H	●自動車運転免許証を保有していない方で、小型車両系建設機械または小型不整地運搬車の特別教育修了後、運転経験6ヶ月以上ある方。経験の事業主証明が必要です。	3日間	11H	4H	47,500円	2,500円	50,000円
	11H	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等、または解体用)技能講習修了者 ●自動車運転免許証(普通以上)保有者で、小型車両系建設機械または、小型不整地運搬車の特別教育修了後、運転経験3ヶ月以上ある方。経験の事業主証明が必要です。	2日間	7H	4H	42,500円	2,500円	45,000円
② 車両系解体 登録番号177号	5H	●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	1日間	3H	2H	23,500円	2,500円	26,000円
② 床上操作式クレーン 登録番号243号	20H	●受講要件はありません	3日間	13H	7H	46,500円	2,500円	49,000円
	16H	●移動式クレーンの運転士免許保有者 ●小型移動式クレーンの運転又は玉掛けの技能講習修了者	3日間	10H	6H	42,500円	2,500円	45,000円
② 玉掛け 登録番号244号	19H	●受講要件はありません	3日間	12H	7H	29,500円	2,500円	32,000円
	15H	●クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士いずれかの運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日間	9H	6H	25,500円	2,500円	28,000円
② 高所作業車 登録番号212号	17H	●受講要件はありません	3日間	11H	6H	52,500円	2,500円	55,000円
	14H	●車両系建設機械運転・不整地運搬車運転・フォークリフト運転・ショベルローダ運転等のいずれかの技能講習修了者 ●大型特殊自動車、または自動車運転免許証(普通以上)保有者	2日間	8H	6H	47,500円	2,500円	50,000円
	12H	●移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日間	6H	6H	45,500円	2,500円	48,000円
② フォークリフト 登録番号222号	35H	●自動車運転免許のない方	5日間	11H	24H	50,500円	2,500円	53,000円
	31H	●自動車運転免許証(普通以上)保有者	4日間	7H	24H	46,500円	2,500円	49,000円
	11H	●大型特殊自動車運転免許保有者	2日間	7H	4H	23,500円	2,500円	26,000円
② ガス溶接 登録番号245号	13H	●受講要件はありません	2日間	8H	5H	25,500円	2,500円	28,000円
② 足場の組立て等作業主任者 登録番号289号	13H	●満21才以上で、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方 経験の事業主証明が必要です。経験期間に2017年(H29年)7月1日以降が含まれる場合は足場特別教育の修了証が必須。	2日間	13H	—	24,500円	2,500円	27,000円
② 木造建築物の組立て等作業主任者 登録番号290号	13H	●満21才以上で、木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方 経験の事業主証明が必要です。	2日間	13H	—	24,500円	2,500円	27,000円
② 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 登録番号295号	17H	●満21才以上で、地山の掘削作業又は土止め支保工等の作業に3年以上従事した経験のある方 経験の事業主証明が必要です。	3日間	17H	—	30,000円	3,000円	33,000円
② はい作業主任者 登録番号296号	12H	●満21才以上で、はい付け又は、はいくずしの作業に3年以上従事した経験のある方 経験の事業主証明が必要です。	2日間	12H	—	24,500円	2,500円	27,000円

※ ② は人材開発支援助成金対象科目です ③ は一般教育訓練給付制度対象科目です

## 特別教育のご案内

(労働安全衛生法第59条)

特別教育・安全衛生教育は人数により出張講習可能です。ご相談ください。

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)
② 小型車両系	機体重量 3トン未満	学科・実技 2日間	21,000円
② 締固め(ローラー)	機体重量 制限なし	学科・実技 2日間	21,000円
② 小型クレーン	吊り上げ荷重 5トン未満	学科・実技 2日間	21,000円
② 小型高所作業車	作業床10m未満の運転業務従事者	学科・実技 2日間	21,000円
② アーク溶接	アーク溶接作業	学科・実技 3日間	29,000円
② 低圧電気取扱	交流電圧600V以下の電路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者	学科・実技 2日間	25,000円
② 巻上機(ウインチ)	巻上機(ウインチ)の運転業務従事者	学科・実技 2日間	21,000円
② ロープ高所(のり面)	ロープ高所作業者の指導・管理者(含む作業従事者)	学科・実技 1日間	16,000円

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)
チェーンソー(伐木等)	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	学科・実技 3日間	27,000円
② 酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業従事者	学科1日間	13,000円
② 石綿等使用の建築物等の解体作業	石綿等使用の建築物等の解体作業従事者	学科1日間	13,000円
② 自由研削と石	自由研削と石の取替え・試運転業務従事者	学科・実技 1日間	13,000円
② フルハーネス	墜落制止用器具を用いる作業従事者	学科・実技 1日間	14,000円
② 足場組立て等の業務	足場の組立て、解体、変更の作業従事者	学科1日間	13,000円
② テールゲートリフターの操作業務	テールゲートリフターによる荷役作業の業務	学科・実技 1日間	16,000円

# 安全衛生教育等

(労働安全衛生法第60条)  
(受講人数が多数まとまれば出張講習をいたします。)

特別教育・安全衛生教育は人数により出張講習可能です。ご相談ください。

講習科目	講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)
職長・安全衛生責任者教育	建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育 新たに職務につくことになった職長 (リスクアセスメント含む)	2日間	23,000円
職長能力向上教育	職長・安全衛生責任者教育を修了されている 方で、職務に従事し概ね5年経過された方。 職長・安全衛生責任者教育修了証が必須。	1日間	13,000円
刈払機	刈払機取扱い作業者	1日間	13,000円
振動工具	チェーンソー・刈払機以外の 振動工具取扱い作業者	1日間	13,000円
木造解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指揮者	1日間	13,000円

講習科目	講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)
丸のこ等取扱い	丸のこ等取扱い作業者	1日間	13,000円
熱中症予防	高温多湿場所作業者の指揮・管理者 (含む作業者)	1日間	13,000円
車両系建設機械(整地等)運転従事者安全衛生教育	資格取得後おおむね5年経過した方 (再教育)	1日間	13,000円
ローラー運転従事者安全衛生教育	資格取得後おおむね5年経過した方 (再教育)	1日間	13,000円
はい作業従事者安全衛生教育	荷役運搬機械等によるはい作業に 従事する方	1日間	13,000円

## 留意事項

- 受講のキャンセル、受講日の変更は必ず御連絡をお願いします。
- 遅刻、及び日程途中からの欠席は失格となります。無断欠席や期間内に修了ができない場合は未修了扱いとなり講習料の返金は致しません。
- 昼休憩は12:00~13:00です。各自で昼食のご用意をお願いします。(教室の利用可)
- 身体に障害がある方は事前にご相談下さい。
- 講習時間には休憩、試験等を含んでおりません。終了時間はホームページに掲載している「時間割」を参考にしてください。  
※技能講習は学科と実技の試験があります。(一部講習は学科のみ)

## 助成金制度のご案内 制度についてのご不明な点は労働局またはハローワークにお問合せください。

助成金制度を利用される方は申込書の助成金利用欄に○印を付けてください。

### 会社に支給

#### ◆人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)

※**助**マークがついている科目が対象です。

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を目指す、中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。

#### ●助成金を利用できる事業主

下記の①~③、全てに該当する建設事業主様に限られます。

- ①資本金3億円以下または従業員300人以下の建設事業主。
  - ②雇用保険料率1000分の18.5に加入している雇用保険適用事業所。
  - ③受講者が雇用保険の被保険者であること。
- 尚、中小建設事業主以外でも「女性建設労働者」は利用できます。  
対象企業の確認・助成金額・書類の書き方等のご質問は  
提出先の各労働局(又はハローワーク)へお問い合わせください。

埼玉労働局助成金センター TEL:048-600-6217

#### ●申請方法

- ①講習料金は必ず会社名でお振込みをお願いします。
- ②講習受講後に**会社様宛に郵送**致しますので2か月以内に  
管轄のハローワークまたは労働局へ提出してください。

### 個人に支給

#### ◆一般教育訓練給付制度 受講料の20%を給付

※**教**マークがついている科目が対象です。

労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度の一つです。

#### ●支給対象者

下記の①~②、いずれか1つに該当する方が利用できます。

- ①雇用保険の一般被保険者  
受講を開始した日において雇用保険の一般被保険者である方のうち  
支給要件期間が3年以上ある方。但し、初回受講の方は1年以上で可。
- ②雇用保険の一般被保険者であった方  
受講を開始した日において一般被保険者でない方のうち離職の翌日以降、  
受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件が3年以上ある方。  
但し、初回受講の方は1年以上で可。

#### ●申請方法

- ①講習料金は必ず受講者本人名でお振込みをお願いします。
- ②講習受講後に**申請書類**をお渡し致しますので1か月以内に  
管轄のハローワークへ提出してください。

## ●講習会場案内図 埼玉教習センターへの交通機関

### ①電車ご利用の場合

JR高崎線「深谷駅」又は「籠原駅」よりタクシー約8分(約2.5km)

### ②自動車ご利用の場合

関越自動車道・花園インターから約20分(約15km)

- 施設内の駐車場には限りがあります。  
同じ勤務先で複数名受講する場合は「乗合」でのご来所に協力ください。
- 午前7時15分前の来所は御遠慮ください。

埼玉労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社

埼玉教習センター

〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町1-11-3

お問い合わせ・お申し込みは

TEL 048-572-1177

FAX 048-572-1990

URL <https://cot.jpncat.com>



キャタピラー教習所(株)  
埼玉教習センター  
(日本キャタピラー隣接)

